



管理番号：CIP5-②  
2026年4月作成

# 医療環境の感染対策

## ～ 清掃・廃棄物処理 ～

【プログラム名：医療環境管理】

日本環境感染学会 認定制度教材

# 目次

1.清掃

2.廃棄物処理

2



本講義の内容は、以下の2点です。

1. 清掃
2. 廃棄物処理

# 1. 清掃

## 清掃が必要な理由

- 医療機関内の微生物伝播に、環境が関与していることを示唆する報告が増えている。
- 薬剤耐性菌保菌者が使用した病室に入室した患者は、前利用者と同一の薬剤耐性菌を新たに獲得するリスクが高いと報告されている。

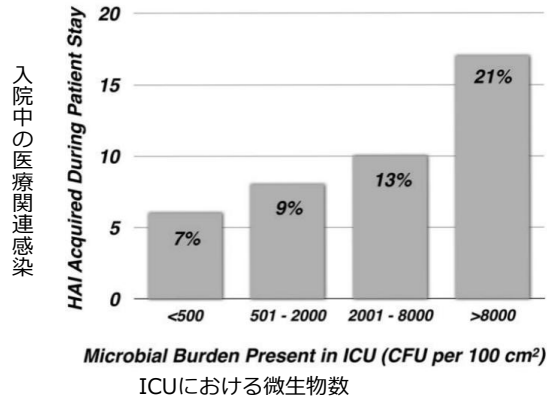


清掃についてです。

- 近年、医療機関内の微生物伝播に、環境が関与していることを示唆する報告が増えています。
- 特に薬剤耐性菌保菌者が使用した病室に入室した患者は、前の利用者と同一の薬剤耐性菌を新たに獲得するリスクが高いと報告されており、環境清掃および消毒は、手指衛生と並ぶ基本的かつ不可欠な感染対策に位置付けられています。
- 環境清掃および消毒を適切に実施することで、薬剤耐性菌の新規獲得を含む医療関連感染のリスクが低下することが期待できます。

## ＜バイオバーデンと医療関連感染＞

- バイオバーデン：環境表面上に存在する生育可能な微生物の数



ICHE 2013; 34(5):479-486



4

- 環境表面上に存在する生育可能な微生物の数をバイオバーデンと言います。
- 環境中のバイオバーデンが増加すると、医療関連感染が増加することが報告されています。

## ＜ 乾燥した環境表面の微生物生存期間 ＞

細菌	生存期間	ウイルス	生存期間
アシネトバクター属 <i>Acinetobacter</i> spp.	3日～5ヶ月	アデノウイルス	7日～3ヶ月
大腸菌 <i>E. coli</i>	1.5時間～16ヶ月	インフルエンザ ウイルス	1～2日
緑膿菌 <i>P. aeruginosa</i>	6時間～16ヶ月	ノロウイルス	8時間～7日
黄色ブドウ球菌 <i>S. aureus</i>	7日～7ヶ月	B型肝炎ウイルス	>1週間

Kramer A et al. BMC Infectious Disease 2006; 6; 130-8

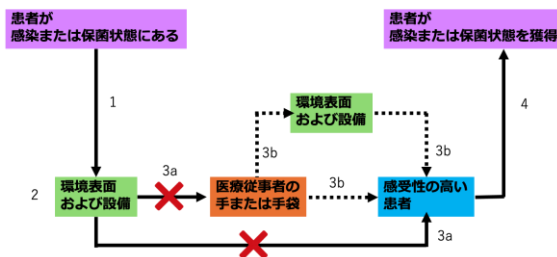


5

- そして、医療関連感染を引き起こす微生物は、乾燥した環境表面上でも、一定期間生存できることがわかっています。
- アシネトバクター、大腸菌、緑膿菌、黄色ブドウ球菌やウイルスなど、生存期間はそれぞれ異なりますが、乾燥した環境表面に数時間から数ヶ月生存することができます。

# 微生物伝播を引き起こす仕組み

環境の汚染が感染を引き起こすには、以下の全段階が必要となる。



**効果的な清掃や消毒が微生物汚染と感染を防ぐ**

Best Practices for Environmental Cleaning for Prevention and Control of Infections in All Health Care Settings, 3rd Edition public health Ontario 2018

6

1. 環境が微生物で汚染される
2. 微生物は伝播を可能とする十分な期間生存する
3. 患者\*
  - a. 環境との直接接触を通じて微生物を獲得する、または
  - b. 医療従事者の手や手袋、あるいは医療機器が環境との直接接触により汚染され、その後共有機器の消毒不足により、別の患者に微生物が伝播する
4. 感染を引き起こす微生物の獲得

\*注：医療従事者も汚染された環境との接触により感染を獲得する可能性がある

→：環境との接触を介した直接感染

....→：医療従事者の手、または医療従事者の手によって汚染された表面を介した間接的な伝播

✖：環境の清掃が微生物の汚染と感染を阻止する



環境の汚染が感染を引き起こすまでには、いくつかのステップがあります。

- まず、患者が保有する微生物で、病室などの環境表面が汚染されます。微生物は一定期間生存し、次に入る患者はこれらの微生物を獲得することがあります。
- また、患者が持っている微生物で環境表面が汚染され、そこに触れる医療従事者の手指や医療機器を介して別の患者に伝播する経路もあります。
- 図にある実践の矢印は、環境との接触を介した直接感染を、点線の矢印は医療従事者の手や医療従事者の手によって汚染された環境表面を介した間接的な伝播を表しています。
- これらの伝播を防ぐには、清掃を実施し、環境表面の微生物を除去することが重要です。
- 適切な環境清掃と消毒は、環境を介した微生物汚染と感染を防ぐことにつながります。

## 清掃や消毒のために知っておくべきこと

- 環境のとらえ方（高頻度接触面と低頻度接触面）
- 清掃と消毒の違い
- 清掃を実施する時の基本的な手順
- 血液・体液の処理



清掃や消毒のために知っておくべきこととして、4つの項目を挙げています。

## 環境のとらえ方

### < 高頻度接触面 >

医療環境や患者のベッド周囲の環境を次のように分類し管理する

#### 高頻度接触面：手と頻繁に接触する表面

場所	例：ドアノブ、ナースコールボタン、ベッド柵、照明のスイッチ、オーバーテーブル、ベッドサイドテーブル（床頭台）、トイレの便器、監視装置（モニター）、点滴ポンプ、プライバシーカーテンの端、エレベーターのボタン、電話など
頻度	少なくとも1日1回
方法	清掃と消毒



イラスト. ChatGPT 5.2 で作成 説明は追加している

8



環境表面のとらえ方です。

- 環境表面は、高頻度接触面と低頻度接触面に分けて捉えることができます。
- この分類に基づき、清掃の頻度や方法を考えます。
- 高頻度接触面とは、患者や医療従事者の手が頻繁に触れる表面です。イラストにあるように、ドアノブ、ナースコールボタン、ベッド柵など、患者周囲の環境にあるものや医療従事者がよく触れるものが含まれます。
- 高頻度接触面は、少なくとも1日1回清掃と消毒を行います。

## < 低頻度接触面 >

医療環境や患者のベッド周囲の環境を次のように分類し管理する

### 低頻度接触面：手との接触が最小限の表面

場所	例：床、壁、天井、鏡、窓枠など
頻度	患者が退室するとき 利用期間が長期化する場合は、 頻度を定めて定期的を実施する
方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 清掃が中心となるが、血液や体液による汚染がある場合は消毒を実施する</li><li>・ 水平面は埃が舞わないように定期的に除塵する</li><li>・ 天井の水漏れは放置せず、濡れた天井パネルを速やかに交換する</li></ul>



イラスト、ChatGPT 5.2 で作成 説明は追加している

9



- 低頻度接触面は、患者や医療従事者が直接触れる頻度が少ない環境表面です。
- 床や、壁、天井などが該当します。
- 清掃が基本となります。清掃は患者の退室時や、長期入院の場合には定期的に行います。
- 水平面は埃が舞わないよう定期的に除塵します。漏水などで天井が濡れた場合は、濡れた天井パネルを速やかに交換します。
- このように、接触頻度に応じて清掃頻度や方法を決定します。

## 清掃と消毒の違い

### 清掃

- ・異物（ほこり、土など）や有機物（血液、分泌物、排泄物、微生物など）をふき取りや洗浄によって物理的に除去すること
- ・微生物を殺すことが目的ではないが、効果的な清掃は微生物数を大幅に減らすことができる

<使用する物>：液体石鹼、酵素洗浄剤、洗剤など

### 消毒

- ・薬品や熱などを用いて、病気を引き起こす多くの微生物を死滅させること
- ・細菌芽胞を死滅させるとは限らない
- ・適切な希釈濃度と接触時間を遵守する

<使用する物>：第四級アンモニウム塩、アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、加速化過酸化水素など



清掃と消毒の違いです。

- ・清掃とは、異物や有機物を拭き取りや洗浄によって物理的に除去することを言います。微生物を殺すことが目的ではありませんが、効果的な清掃により微生物数を大幅に減らすことができます。液体石鹼、酵素洗浄剤、洗剤などを使用します。
- ・消毒とは、薬品や熱などを用いて、病気を引き起こす多くの微生物を死滅させることを言います。
- ・清掃で使用する代表的な消毒薬には、第四級アンモニウム塩、アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、加速化過酸化水素などがあります。消毒薬の適切な希釈濃度と接触時間を遵守することが重要です。

## < 消毒の前には洗浄を >

- 消毒を効果的に実施するためには、洗浄が重要となる
- 高頻度接触面は、洗浄成分で汚れや微生物を除去してから消毒を実施する
- 洗浄成分と消毒薬が含まれているクロスも販売されている



- 消毒を効果的に実施するためには、洗浄が重要です。
- 有機物や薬剤が付着したままだと、消毒薬がこうした付着物の中にある微生物に届かず、十分な効果を発揮できません。洗浄により付着物を除去することで、消毒効果を高めることができます。
- 高頻度接触面は、洗浄剤で汚れや微生物を除去してから消毒をします。最近では、洗浄成分と消毒薬が含まれているクロスが販売されており、洗浄と消毒をワンステップでできるようになりました。

## 清掃を実施する時の基本的な手順

- 清掃に必要な道具を準備し、手指衛生を行い、適切な個人防護具をつける
- 清掃前に散乱しているものを片付ける
- 汚れの少ない場所から多い場所へと移動する
- 高い場所から低い場所へと移動する
- 作業終了後は手指衛生を実施する

12



次に、清掃を実施するときの基本的な手順について、ポイントを確認します。

- まず、清掃に必要な道具を準備し、手指衛生を行ったうえで適切な個人防護具を着用します。
- そして、清掃前に散乱している物品を片付け、清掃しやすい環境を整えます。
- 清掃は、汚れの少ない場所から多い場所へ、高い場所から低い場所へと進めます。こうすることにより、清掃作業による汚れの拡散を最小限に抑えます。
- 作業終了後は、手指衛生を実施します。

## 血液や体液の処理

- 手指衛生を行い、適切な个人防护具を着ける
- 血液や体液を使い捨てのクロスなどで除去し、中性洗剤や温水で洗浄する
- 消毒薬を使って消毒する
  - 濃度0.05～0.5%（500～5000ppm）の塩素系消毒剤を用い、表面が湿った状態で約10分間接触させる
- 必要であれば、水拭きクロスで残った消毒剤を除去する
- 使用した物品を片付け、手指消毒をする

13



こぼれた血液や体液の処理について、説明します。

- 血液や体液には感染性があると考えて消毒を行います。
- まず手指衛生を行い、適切な个人防护具を着用します。
- 次に血液や体液を使い捨てクロスなどで除去し、汚染された環境表面を中性洗剤や温水で洗浄します。
- その後、濃度が0.05～0.5%の塩素系消毒薬を使用し、表面を湿った状況に保ったまま10分程度接触させて消毒します。
- 塩素系消毒薬による影響が懸念される場合は、水拭きを行い消毒薬を除去します。
- 使用した物品を片付け、手指消毒をして終了です。
- 血液や体液を処理する場合は、消毒薬の濃度と接触時間を守ることが重要です。

## 2. 廃棄物処理

### 感染性廃棄物の管理が必要な理由

- 医療機関では、病原体を含む廃棄物が多く発生する。
- こうした廃棄物による病原体の伝播や医療環境の汚染を防ぐため、適切な管理が必要である。
- 廃棄物の取り扱いは、環境省 環境再生・資源循環局による『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』を基準とし、施設毎に定める。

14



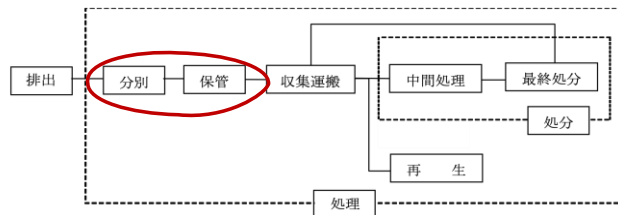
次は、廃棄物処理について説明します。

- 医療機関では、病原体を含む廃棄物が多く発生します。このような廃棄物を感染性廃棄物と言い、病原体の伝播や医療環境の汚染を防ぐため、適切な管理が必要です。
- 廃棄物の取り扱いは、環境省 環境再生・資源循環局による「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、施設ごとに定めま

す。

## 廃棄物処理の一般事項

- 廃棄物の「処理」とは、排出から処分されるまでの流れをいう
- 多くの医療機関では、廃棄物の処理を委託しているが、全ての工程が問題なく処理されているのか、医療機関は管理をする責任がある
- 分別・保管については、医療機関内で対応する



15



廃棄物処理の一般事項です。

- 廃棄物の処理とは、排出から最終処分までの流れを指します。
- 多くの医療機関では処理を委託していますが、排出元である医療機関は、すべての処理工程が適切に行われていることを管理する責任を負います。
- 分別・保管は、医療機関内で対応します。

## 施設内における感染性廃棄物の分別

- 廃棄物が発生した時点で区別して排出する
- **感染性廃棄物** : 医療行為などに伴って発生する感染性廃棄物  
    ➡液状・泥状・固形状・鋭利な物を全て分別して入れる
- **非感染性廃棄物** : 医療行為などに伴って発生する廃棄物のうち、  
    感染性廃棄物以外の廃棄物
- **それ以外の廃棄物** : 紙くず、厨芥（ちゅうかい）

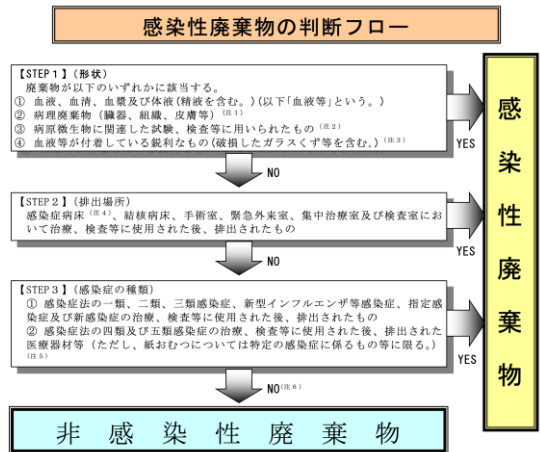


施設内における感染性廃棄物の分別についてです。

- 医療機関などの施設では、廃棄物が発生した時点で区別して排出します。
- 廃棄物は、感染性廃棄物、非感染性廃棄物、それ以外の廃棄物に大別されます。
- 感染性廃棄物は、「人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。また、その形状に応じて、液状・泥状、固形状、鋭利なものに分別します。
- 非感染性廃棄物は、医療行為などに伴い発生する廃棄物のうち、感染性廃棄物に該当しないものです。
- それ以外の廃棄物には、紙屑や炊事場からでる食材の廃棄物である厨芥（ちゅうかい）などがあります。

# 感染性廃棄物判断フロー

- 感染性廃棄物は、**形状、排出場所、感染症の種類**により分別の判断を実施する
- ただし、鋭利なものについては、回収や処理時の安全性の問題から、**全て感染性廃棄物と同等の扱いとする**



感染性廃棄物判断フローです。

- 廃棄物が感染性廃棄物に該当するか判断するために「感染性廃棄物判断フロー」を参照します。
- 感染性廃棄物かどうかは、①形状、②排出場所、③感染症の種類3つのステップに沿って判断します。
- ただし、鋭利なものについては、回収や処理時の安全性の観点から、すべて感染性廃棄物と同様に扱います。
- それでは、各ステップについて確認していきましょう。

## < 感染性廃棄物判断フロー : STEP1 >

### ・ **形状**の観点による判断をする

- ・ 血液、血性、血漿および体液（精液を含む）
- ・ 手術などに伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚など）、ホルマリン固定臓器などを含む
- ・ 血液などが付着した鋭利な物、医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル、バイアル等
- ・ 病原体に関連した試験、検査などに用いられたもの、培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

18



ステップ1では、医療行為に伴い発生する廃棄物を「形状」の観点により判断します。以下に該当する場合は、感染性廃棄物になります。

- ・ 血液、血性、血漿および精液を含む体液、
- ・ 手術などに伴って発生する病理廃棄物、ホルマリン固定臓器など
- ・ 血液などが付着した鋭利な物、医療器材として注射針、メス、破損したアンプル、バイアルなど
- ・ 病原体に関連した試験、検査などに用いられたもの、培地、実験動物の死体、試験管、シャーレなど

## < 感染性廃棄物判断フロー : STEP2 >

- **排出場所の観点による判断をする**

- 感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において、治療、検査などに使用された後、排出された物
- 感染症病床とは、感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザなど感染症、指定感染症及び新感染症の病床



ステップ2では、医療行為に伴い発生する廃棄物を「排出場所」の観点により判断します。以下に該当する場合は、感染性廃棄物になります。

- 感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において、治療、検査などに使用された後、排出されたものなど
- 感染症病床とは、感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床をいいます。

## ＜ 感染性廃棄物判断フロー：STEP3 ＞

### ・ 感染症の種類観点による判断をする

- ・ 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザなど感染症、指定感染症及び、新感染症の治療、検査などに使用された後、排出された物
- ・ 感染症法の一類および五類感染症の治療、検査などに使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るものなどに限る）なお、季節性インフルエンザ、伝染性紅斑、レジオネラ症などの患者の紙おむつは、血液などが付着していなければ感染性廃棄物ではない。

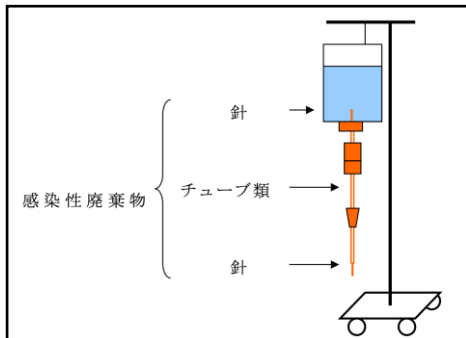
20



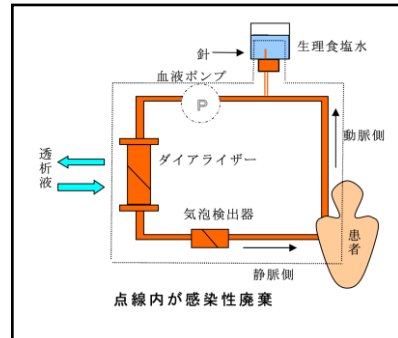
ステップ3では、医療行為に伴い発生する廃棄物を「感染症の種類」の観点により判断します。以下に該当する場合は、感染性廃棄物となります。

- ・ 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ・ 感染症法の一類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された注射器やメスなどの医療器材、輸液セットや手袋などのディスポーザブル製品、ガーゼ、マスク、紙おむつなどの衛生材料（ただし、季節性インフルエンザ、伝染性紅斑、レジオネラ症などの患者の紙おむつは、血液などが付着していなければ感染性廃棄物と判断しません。）

## < 具体例 >



エア針を使用するタイプの場合、使用済みのエア針は、感染性廃棄物と同等の取り扱いとする



ダイアライザー、チューブなど血液が含まれる部分は、感染性廃棄物に該当する

21



感染性廃棄物の具体例を示します。

- 輸液セットについては、輸液バックを除き、輸液ルートは針と一体的に使用されるため、感染性廃棄物として廃棄します。
- 透析回路であるダイアライザーやチューブなどは、血液を分離できないため感染性廃棄物として廃棄します。

このように、廃棄物は適切に分別して廃棄します。

## 施設内における感染性廃棄物の梱包

- 梱包は、密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいことが出来る方法とする
- 「鋭利な物」「液状又は泥状の物」「固形状の物」の3種類に区別し、バイオハザードマークを表示する
- 針やメスなど鋭利な物は、貫通しない堅牢な容器を使用する
- 液状又は泥状の物は、プラスチック製容器か段ボール容器（内袋使用）などの排液などが漏洩しない、丈夫な密閉容器を使用する
- 固形状のものは、段ボール容器（内袋使用）か、または丈夫なプラスチック袋を二重にして使用する
- 内容物が飛び出さないよう、容量の8割程度まで入ったら封をする
- 梱包作業を行う人は、手袋、エプロンまたはガウン、眼の保護具などを使用し感染を予防する

22






感染性廃棄物を廃棄するときの梱包には、次のような注意点があります。

- 梱包は、密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいことが出来る方法とします。
- 鋭利な物、液状又は泥状の物、固形状の物の3種類に区別し、バイオハザードマークを表示します。
- 針やメスなど鋭利なものは、貫通しない堅牢な容器を使用します。
- 液状又は泥状のものは、プラスチック製容器、または段ボール容器（内袋使用）などの排液などが漏洩しない、丈夫な密閉容器を使用します。
- 固形状のものは、段ボール容器（内袋使用）、または丈夫なプラスチック袋を二重にして使用します。
- 内容物が飛び出さないよう、容量の8割程度まで入れた時点で封をします。
- 梱包作業を行う際は、手袋、エプロンまたはガウン、眼の保護具を使用し感染を予防します。

## 感染性廃棄物の表示

- 感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物であることがわかるよう表示をする
- 外見上、非感染性廃棄物と感染性廃棄物との区別がつきにくい場合は、医療機関等が責任を持って非感染性廃棄物であることを明確にするため、「非感染性廃棄物」であることの表示をし、回収業者にわかるようにする

	黄色	<ul style="list-style-type: none"><li>• 鋭利な物（注射針など）： ✓ 注射針、メス、アンプルなど</li><li>• 分別排出が困難なもの</li></ul>
	赤色	<ul style="list-style-type: none"><li>• 液状又は泥状のもの： ✓ 血液、体液、血液製剤、排液ドレージバックなど</li></ul>
	橙色	<ul style="list-style-type: none"><li>• 固形状のもの（血液などが付着したガーゼなど）： ✓ 血液や体液による汚染がある物、感染症患者に使用した物品など</li></ul>

23



感染性廃棄物の表示についてです。

- 感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物であることがわかるよう表示をします。このマークをバイオハザードマークといいます。色ごとに内容物の形状が異なります。
- 外見状、非感染性廃棄物と感染性廃棄物との区別がつきにくい場合は、医療関係機関等が責任を持って非感染性廃棄物であることを明確にするために非感染性廃棄物であることの表示をし、回収業者がわかるようにします。

## 施設内における感染性廃棄物の移動

- 感染性廃棄物の施設内での移動は、感染性廃棄物が入った容器を密閉し、移動の途中で内容物が飛散・流出する恐れのないように行う
- 移動作業を行う人は、手袋、エプロンまたはガウン、眼の保護具などを使用し感染を予防する



- 感染性廃棄物の施設内での移動は、感染性廃棄物が入った容器を密閉し、移動の途中で内容物が飛散・流出する恐れのないように行います。
- 移動作業を行う人は、手袋、エプロンまたはガウン、眼の保護具を使用し、感染を予防します。

## 施設内における感染性廃棄物の保管

- 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は、極力短期間とする
- 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の場所と区別して管理する
- 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在が分かるようにするとともに、取り扱いの注意事項を記載する
- 保管場所は、建屋内に設けるとともに、十分な管理（例えば、温度管理、照度管理、臭気管理、定期的な清掃・消臭実施など）に努める



施設内で感染性廃棄物を保管するときは、次のことに注意します。

- 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は、極力短期間とします。
- 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の場所と区別して管理します。
- 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在が分かるように表示するとともに、取り扱いの注意事項を記載します。
- 保管場所は、建屋内に設けるとともに、温度管理、照度管理、臭気管理、定期的な清掃・消臭実施などに努めます。

## 感染性廃棄物処理の委託

- 感染性廃棄物の処理は、排出事業者が自らの責任において廃棄物を処理することが定められており、委託をする場合には定められた基準を守る。
- 医療機関などは、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）により、感染性廃棄物の処理状況の確認が求められる。
- 当該年度の前々年度に感染性廃棄物の発生量が50トン以上となる医療機関などは、電子マニフェストにより感染性廃棄物の処理状況の確認が求められる。
- マニフェストには、紙の伝票を使用する「紙マニフェスト」と電子情報組織を利用した「電子マニフェスト」がある。マニフェストシステムにより、感染性廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認できる。



26

感染性廃棄物の処理の委託についてです。

- 感染性廃棄物の処理は、排出事業者が自らの責任において行うことが定められており、委託する場合には定められた基準を守る必要があります。
- 医療機関などには、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合には、マニフェストと呼ばれる産業廃棄物管理票により、感染性廃棄物の処理状況を確認することが求められます。
- 当該年度の前々年度に感染性廃棄物の発生量が50トン以上となる医療機関などには、電子マニフェストにより感染性廃棄物の処理状況を確認することが求められます。
- マニフェストには、紙の伝票を使用する「紙マニフェスト」と電子情報組織を利用した「電子マニフェスト」があります。排出事業者はマニフェストシステムにより、感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。

## まとめ

- 汚染された医療環境は、微生物の伝播に関与している。
- 高頻度接触面の清掃・消毒を実施し、医療環境を介した病原体の伝播リスクを低減する
- 感染性廃棄物による医療環境の汚染や作業者の感染予防の観点から、施設毎にルールを決め、対策を講じる。
- 廃棄物は、発生した場所で正しく分別し、梱包する。
- 感染性廃棄物の排出事業者である医療機関は、マニフェストにより感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認する。



まとめです。

- 汚染された医療環境は、微生物の伝播に関与することがあります。そのため、高頻度接触面の清掃・消毒を実施することで、医療環境を介した病原体の伝播リスクを低減することが重要です。
- 廃棄物処理は、感染性廃棄物による医療環境の汚染や作業者の感染予防の観点から、施設毎にルールを決め、対策を講じることが必要となります。
- 廃棄物は、病原体の拡散防止の観点から、発生した場所で正しく分別し、梱包します。
- 感染性廃棄物の排出事業者である医療機関は、マニフェストにより感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認します。

## 参考文献

- 1) [Axel Kramer](#), How long do nosocomial pathogens persist on inanimate surfaces? A systematic review. BMC Infectious Diseases 2006, 6:130
- 2) Cassandra D. Salgado, Copper Surfaces Reduce the Rate of Healthcare-Acquired Infections in the Intensive Care Unit, Infect Control Hosp Epidemiol 2013;34(5):479-486
- 3) Best Practices for Environmental Cleaning for Prevention and Control of Infections in All Health Care Settings, 3rd Edition, 2018. 2026年1月8日アクセス可  
Web site <https://www.publichealthontario.ca/-/media/documents/b/2018/bp-environmental-cleaning.pdf>
- 4) CDC. Environmental Cleaning in Global Healthcare Settings. 2026年1月8日アクセス可  
Web site <https://www.cdc.gov/healthcare-associated-infections/hcp/cleaning-global/index.html>
- 5) 環境省 環境再生・資源循環局. 廃棄物処理法に基づく 感染性廃棄物処理マニュアル. 令和8年1月. 2026年3月8日アクセス可



参考文献はこちらです。

以上で、「医療環境における感染対策 ～清掃・廃棄物処理～」の説明を終わります。